



ごあいさつ

大阪市会議員の福田武洋です。市会議員として活動をスタートしてからあっという間に半年が経ちました。その間、様々な場面において皆様から多大なるご指導・ご支援を賜わっておりますことに心から感謝申し上げます。

大阪市では5月17日に「特別区設置に関する住民投票」が執行され、結果は反対多数となり、所謂“都構想”は否決され、政令市の大阪市は存続することが決まりました。このような地方自治制度の変更に関する住民投票は、政治的な対立の中で進められるものではなく、多くの時間をかけ十分な議論を経て行われるべきものであります。

市民の皆様の合意形成の過程もなく、余りにも性急な日程で進められた結果として、大阪市民の間に対立を生んでしまったことは大変残念であります。また、反対多数になったからと言って、市民が大阪市政に対して「現状維持」を求めているとは全く考えていません。賛成・反対にかかわらず、多くの市民の中では大阪市政における閉塞感を打破してほしいという思いが強いこと、その打開策を示せない政治に大きな不満を持っておられる、ということに改めて強い認識を持ちました。

このような対立に終止符を打つためにも、賛成・反対という対立を乗り越えて、大阪市政の不断の改革を推し進め、大阪の閉塞感を脱却するための成長戦略、一人ひとりの市民が豊かに暮らせるような住民サービスの充実など、未来に繋がる政策の立案と実現に向け取り組まなければなりません。「大阪市のさらなる発展」と「住んで良かったと実感できる旭区づくり」のため、対立から協調へとシフトチェンジし、まっとうな大阪市政を取り戻すことが求められます。

引き続き、皆様からのご指導・ご鞭撻を心からお願い申し上げます。 平成27年10月 大阪市会議員 福田 武洋

市会の常任委員会では、

「民生保健委員会」の副委員長として頑張っています。

民生保健委員会は福祉局・健康局・環境局に関する議案等について審査をする委員会です。まさに生活に密着した行政課題について議論をしています。

今、審議中の議案では「住吉市民病院の廃止・延長、民間病院の誘致問題」があります。元々は住吉市民病院(住之江区)の老朽化に伴い建て替えの計画がありましたが、橋下市長の方針で隣接する住吉区にある府立急性期総合医療センターに新病棟の建設と機能統合するとの方向性が示されました。

住吉市民病院の跡地には民間病院を誘致し、高機能医療については新しく建設される大阪府市共同住吉母子医療センターで、それ以外は民間病院がカバーするとの計画で、一度は平成28年3月には住吉市民病院が閉院されるとの決定がなされました。しかし、地元の住之江区を中心に大きな反対運動が起ったことと、条件を満たす民間病院との協議が進んでいない現状があります。

強引な都構想議論の中で、十分な精査をせず性急に独善的に進めていった弊害が出てしまっていると思いますが、南部医療圏の空白を作ることは許されません。

地元の皆さんに理解を得られる民間病院の誘致に全力を注ぐこととともに、地元住民の不安を解消するため、将来を見据えて丁寧な説明・対話を進めていかなければなりません。

また、10月2日の委員会では重度障がい者医療費助成の精神障がい者への適用について質疑を行いました。障害者基本法によって、身体障がい者や知的障がい者と同水準の福祉施策を整備する根拠が与えられたにもかかわらず、精神障がい者は重度障がい者医療費助成の対象になっていません。医療費助成制度は、大阪府内で統一的に実施すべき制度であり、また、大阪市独自で助成を行うことは財政的な面から困難であることから、大阪府市長会を通じて、大阪府に対し精神障がい者も補助対象となるよう要望しているところです。精神障がい者やその家族の切実な声を受け止めて、より主体的になって大阪府に働きかけるなど、取り組みを強化していくよう改めて要望致しました。

2015.10.14
公営・準公営決算特別委員会



自民党・市民クラブ市会議員団
前幹事長 柳本あきら氏と

その他にも

「公営・準公営企業会計決算特別委員会」の委員も務めています。

大阪市公営企業(地下鉄事業、バス事業、水道事業、工業用水道事業)と大阪市準公営企業(中央卸売市場事業、港営事業、下水道事業)の平成26年度決算について審議を行いました。

私は、10月14日の特別委員会で、主にバス事業会計の決算や今般上程されている所謂“民営化”に向けて議論を行うための手続き条例案についての質疑を行いました。大阪市では橋下市長就任前から地下鉄・バス事業について民営化の議論が行われてきました。地下鉄事業は今年度348億円もの経常利益を上げる“超優良企業”となっているものの、バス事業については少しづつ収支を改善させ営業黒字にこぎ付けましたが、住之江用地土地信託事業(オスカードリーム)にかかる和解金の支払い財源として、地下鉄事業会計から一時借入金160億円を借り入れたことにより、今年度決算では資金不足比率が140.9%となり、経営健全化基準を大きく超えることとなりました。地下鉄・バス事業共に将来にわたって安定的かつ持続的に維持していくため、今回の手続き条例を経て、民営化の議論を深め、経営形態のあり方について検討していくこととなります。

しかし、ここで忘れてはならないのは、バス事業については経営状況改善のため懸命に取り組んでいるものの、その一方で市民の皆様から「路線数や営業キロの減少により以前よりも不便になった」「市民サービス低下による不便さを負担を感じている」との声があるのも事実です。バスの重要性が増していく高齢化社会を迎えるにあたって「お客様第一主義」の精神を忘れることなく、市民・利用者にとって最善の策を議会の場においてしっかりと議論を交わしていくかなければなりません。

地下鉄事業についても、長年続いた苦しい経営状況の中、それぞれが知恵を出し、汗をかいてきたひとつひとつの積み重ねの結果として、今回、過去最高の利益を生み出したのです。その過程においては市民の税金がたくさん入っており、市民にとっても大阪の街づくりに貢献し、市民の移動手段として80年もの長い間親しまれてきた“市民財産”であるということを十分に理解・認識しておかなければなりません。今後ますます経営形態のあり方についての議論が交わされていくことになりますが、ぜひとも皆様のご意見もいただきますようお願い申し上げます。



対立から協調へ。大切なのは「しくみ」より「なかみ」です。

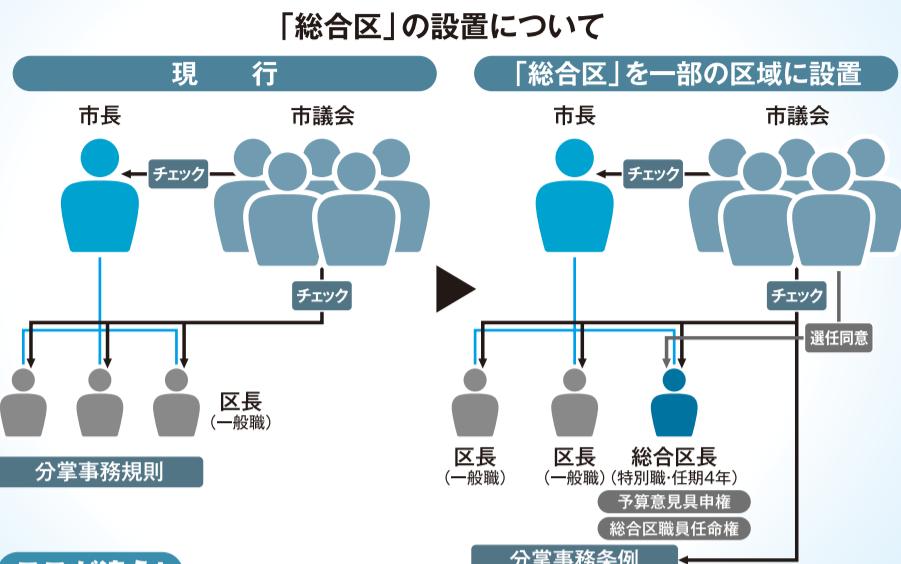
住民のための
まちづくり
「総合区」

民意が反映される、より身近な区政へ。
わたしたちは「総合区」導入を検討しています。

「総合区」とは、都市内分権による住民自治の強化を図るために、政令指定都市内での区の役割を拡充するといった考え方から、2014年の地方自治法改正によって制度化されたものです。「総合区」制度では、現在の区に代えて「総合区」を設け、議会の同意を得て選任される特別職の総合区長（任期4年、副市長並み）を置くことができるようになりますほか、条例によって市の事務を区に移管することが可能になります。

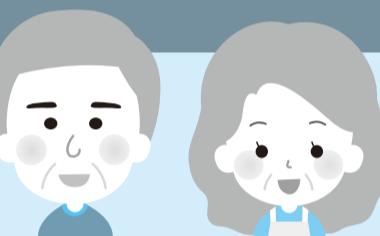
総合区と区、どこが違うの？

	総合区	区
長	総合区長	区長
主な事務	総合区の政策・企画の立案 総合区のまちづくり等の事務 市長の権限に属する事務のうち、条例で決めるものを執行	市長の権限に属する事務のうち、条例で決めるものを分掌し、補助執行
権限	職員任命権 予算意見具申権	—
身分	特別職	一般職
選任	市長が議会の同意を得て選任	市長が職員から任命
任期	4年	—
リコール	あり	なし



これにより、いまの区制度よりも、より住民に身近な区長の事務権限が拡充されることによって、住民の意見を吸い上げ、区政に反映できるようになります。「総合区」は、政令指定都市が対象となる制度で、大阪で実現できれば、全国初！となります。わたしたちは、現在の24区体制を崩すことなく、住民のみなさまの意見としっかり向き合いながら、「総合区」導入を検討します。

「特別区」じゃなく「総合区」へ。
合区や分区はいややねん。
区をバラバラにせんと大阪を良くしてや！



住民と市議会と行政が、より近くになってほしいわ。
きっとステキな大阪ができるはずよ。

大阪の成長に
向けた
「大阪会議」

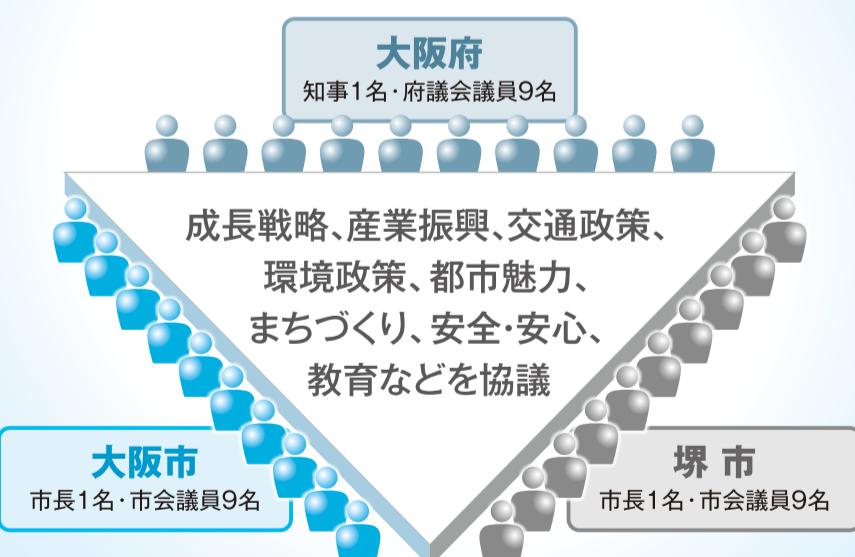
大阪府・大阪市・堺市が、ともにつくる大阪の明るい将来。

「大阪会議」とは、大阪戦略調整会議の愛称です。

その目的は…

- 大阪府・大阪市・堺市が統一した戦略を構築し、国に対して共同して提案・要望を行っていくための協議・施策を行うことで、多様な行政目的に効率的に対処することができます。
- 地方自治法第二条「基礎自治体優先の原則」と「補完性の原理」のもと、国から府、府から大阪市・堺市、その他の市町村への徹底した権限の委譲と財源の移譲を目指します。

ちゃんとルールを決めて、前に進もうよ。
期待してるわ！



左記の事項および二重行政*の解消が行政課題となる事項について、大阪府・大阪市・堺市がそれぞれ果たすべき役割や連携方法などを協議する。

*二重行政とは?…大阪府と大阪市または堺市が類似の行政サービスを提供し、かつそのサービスが供給過多になっているもの。または共同して取り組めばさらにサービス水準の向上が期待できるものをいう。

政令指定都市と道府県の間で必要な協議を行うため、平成29年4月までに必ず設置することを平成25年の改正地方自治法で義務付けられた「指定都市都道府県調整会議」(調整会議)を見定めて、大阪府と大阪市と堺市の3自治体が、ともにより良い大阪のために話し合う場が大阪会議です。

市政のご相談



どんな
身近なことでも
気軽にご相談
ください。

大阪市会議員

福田 たけひろ 武洋

事務所 〒535-0013 大阪市旭区森小路1丁目10-11

TEL.(06)6956-3939 FAX.(06)6956-6078



Mail : 3939@fukuda-takehiro.jp
HP : <http://fukuda-takehiro.jp>

